

電気供給約款変更のお知らせ

このたび、電気供給約款について、以下のように変更いたしましたので、お知らせいたします。

改定日：平成 28 年 4 月 1 日

変更箇所：別紙【新旧対照表】をご覧ください。

書面全文については以下の URL よりご覧下さい。

東京電力供給区域:http://www.enetsystems.co.jp/img/common/rel_lp/20160401tokyo.pdf

中部電力供給区域:http://www.enetsystems.co.jp/img/common/rel_lp/20160401chubu.pdf

関西電力供給区域:http://www.enetsystems.co.jp/img/common/rel_lp/20160401kansai.pdf

平成 28 年 4 月 1 日

株式会社イーネットワークシステムズ

※アンダーラインを引いている部分が今回改定される箇所になります。

改定書面：「電気供給約款」

改定日：平成 28 年 4 月 1 日

旧約款表記	新約款表記												
<p>4. 単位及び端数処理（略）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 料金その他の計算における<u>合計</u>金額の単位は、1 円とし、その端数は、<u>切り捨て</u>ます。</p>	<p>4. 単位及び端数処理（略）</p> <p>(1)～(5)（略）</p> <p>(6) 料金その他の計算における金額の単位は、1 円とし、その端数は、<u>小数点以下第 1 位で四捨五入</u>いたします。</p>												
<p>9. 需給契約の単位</p> <p>当社は、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p>	<p>9. 需給契約の単位</p> <p>当社は、<u>従量電灯のうちの 1 契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合を除き</u>、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。</p>												
<p>11. 契約種別</p> <p>契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="84 752 786 902"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th>契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯需要</td> <td>従量電灯 <u>I, II</u></td> </tr> <tr> <td>電力需要</td> <td>低圧電力</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別	電灯需要	従量電灯 <u>I, II</u>	電力需要	低圧電力	<p>11. 契約種別</p> <p>契約種別は、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="804 752 1514 902"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th>契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電灯需要</td> <td>従量電灯 <u>1, 2</u></td> </tr> <tr> <td>電力需要</td> <td>低圧電力</td> </tr> </tbody> </table>	需要区分	契約種別	電灯需要	従量電灯 <u>1, 2</u>	電力需要	低圧電力
需要区分	契約種別												
電灯需要	従量電灯 <u>I, II</u>												
電力需要	低圧電力												
需要区分	契約種別												
電灯需要	従量電灯 <u>1, 2</u>												
電力需要	低圧電力												
<p>12. 電灯需要</p> <p>(1) 従量電灯 <u>I</u></p> <p>イ（略）</p> <p><u>ロ</u> 料金は別途需給契約締結時に交付する料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</p> <p>(2) 従量電灯 <u>II</u></p>	<p>12. 電灯需要</p> <p>(1) 従量電灯 <u>1</u>（旧：従量電灯 I）</p> <p>イ（略）</p> <p><u>ロ</u> <u>供給電気方式、供給電圧および周波数</u></p> <p><u>供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ（中部電力株式会社の供給区域の一部ならびに関西電力等、北陸電力株式会社および九州電力株式会社の供給区域の全部においては 60 ヘルツ）といたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</u></p> <p><u>ハ</u> <u>契約電流</u></p> <p><u>契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。（関西電力等の供給区域においては負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。）</u></p> <p><u>ニ</u> 料金は別途需給契約締結時に交付する料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</p> <p>(2) 従量電灯 <u>2</u>（旧：従量電灯 II）</p>												

※アンダーラインを引いている部分が今回改定される箇所になります。

改定書面：「電気供給約款」

改定日：平成 28 年 4 月 1 日

<p>イ (略)</p> <p>ロ 料金は別途需給契約締結時に交付する料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</p>	<p>イ (略)</p> <p>ロ <u>供給電気方式、供給電圧および周波数</u> 供給電気方式および供給電圧は、<u>交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ(中部電力株式会社の供給区域の一部ならびに関西電力等、北陸電力株式会社および九州電力株式会社の供給区域の全部においては 60 ヘルツ)</u>といたします。ただし、<u>供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。</u></p> <p>ハ <u>契約容量</u> 契約容量は、<u>契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2.(契約電力および契約容量の計算方法)により算定された値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。</u></p> <p>ニ 料金は別途需給契約締結時に交付する料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</p>
<p>13. 電力需要 (1) 低圧電力 イ (略)</p>	<p>13. 電力需要 (1) 低圧電力 イ (略)</p> <p>ロ <u>供給電気方式、供給電圧および周波数</u> 供給電気方式および供給電圧は、<u>交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツ(中部電力株式会社の供給区域の一部ならびに関西電力等、北陸電力株式会社および九州電力株式会社の供給区域の全部においては 60 ヘルツ)</u>といたします。ただし、<u>供給電気方式 および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。</u></p> <p>ハ <u>契約電力</u> イ) <u>契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 2.(契約電力および契約容量の計算方法)により計算された値を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。</u></p>

※アンダーラインを引いている部分が今回改定される箇所になります。

改定書面：「電気供給約款」

改定日：平成 28 年 4 月 1 日

<p><u>ロ</u> 料金は別途需給契約締結時に交付する料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</p>	<p><u>ロ) ただし、電力会社以外の電気事業者から電気の供給を受けたことのないお客さまが、当社と電気の需給契約を締結するにあたり、引き続き契約負荷設備により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、当該電力会社との電気の需給契約の終了時点での契約電力の値を引き継ぐものとします。なお、契約負荷設備における契約電力の変更を希望される場合にはイに定める契約主開閉器による契約に変更していただきます。</u></p> <p><u>三</u> 料金は別途需給契約締結時に交付する料金表に定める金額とし、変更する場合にはあらかじめお客さまに通知します。</p>
<p>50. お客さまの承諾</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>50. お客さまの承諾</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>料金に関連する情報、検針に関連する情報及びご契約内容に関連する情報（以下、「料金に関連する情報等」といいます。）は当社の指定するインターネットの web サイト上においての通知を原則とし、料金に関連する情報等の紙媒体での配付を行わないことについてあらかじめ承諾して頂きます。お客さまが、紙媒体での配付を希望される場合、配付手数料として別途定める料金を申し受ける場合があります。</u></p>
<p>別表 1. (略)</p>	<p>別表 1. (略)</p> <p><u>別表 2. 契約電力および契約容量の計算方法</u></p> <p><u>12. (電灯需要) (2)または 13. (電力需要) (1)の場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、別途定める力率を乗じます。</u></p> <p><u>(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合</u></p> <p><u>$\frac{\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1}{1,000}$</u></p> <p><u>なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。</u></p>

※アンダーラインを引いている部分が今回改定される箇所になります。

改定書面：「電気供給約款」

改定日：平成 28 年 4 月 1 日

	<p>(2) <u>供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200</u> <u>ボルトの場合</u></p> <p><u>契約主開閉器の定格電流（アンペア）×電圧（ボルト）×</u> <u>1.732×1/ 1.000</u></p>
--	--

※アンダーラインを引いている部分が今回改定される箇所になります。

改定書面：「【別紙】料金表」

改定日：平成28年4月1日

旧表記	新表記					
【別紙】料金表（東京電力株式会社供給区域：従量電灯 <u>I</u> ）	【別紙】料金表（東京電力株式会社供給区域：従量電灯 <u>1</u> （旧： <u>従量電灯 I</u> ））					
1. 適用範囲 本紙では、東京電力株式会社の供給区域におけるイーネットワークシステムズの電灯需要の従量電灯 <u>I</u> の料金を定めるものとします。	1. 適用範囲 本紙では、東京電力株式会社の供給区域におけるイーネットワークシステムズの電灯需要の従量電灯 <u>1</u> の料金を定めるものとします。					
2. 料金 料金は、基本料金、電力量料金、 <u>燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から所定の割引金額を差し引いた金額</u> といたします。 ただし、 <u>燃料費調整額については後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」に定める方法によって算定された金額とし、燃料費調整額が負の値となる場合もあります。</u> <u>その場合は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から燃料費調整額の絶対値および割引金額を差し引いた金額を料金といたします。</u>	2. 料金 料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から所定の割引金額を差し引いた金額といたします。 ただし、 <u>電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたもの</u> といたします。					
4. <u>基本料金</u> <u>基本料金は、1月につき次のとおりといたします。</u>	4. <u>料金メニュー</u> <u>従量電灯1の料金メニューは以下に記載するものとします。</u> <table border="1" data-bbox="810 1323 1506 1473"><thead><tr><th data-bbox="810 1323 1023 1375">契約種別</th><th data-bbox="1027 1323 1506 1375">料金メニュー</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="810 1382 1023 1429" rowspan="2"><u>従量電灯1</u></td><td data-bbox="1027 1382 1506 1429"><u>(1) 東京1</u></td></tr><tr><td data-bbox="1027 1429 1506 1473"><u>(2) 東京1プレミアム</u></td></tr></tbody></table> <u>(1) 東京1の基本料金及び電力量料金</u> <u>(イ) 基本料金</u> <u>東京1の基本料金は、1月につき次のとおりといたします。</u>	契約種別	料金メニュー	<u>従量電灯1</u>	<u>(1) 東京1</u>	<u>(2) 東京1プレミアム</u>
契約種別	料金メニュー					
<u>従量電灯1</u>	<u>(1) 東京1</u>					
	<u>(2) 東京1プレミアム</u>					

※アンダーラインを引いている部分が今回改定される箇所になります。

改定書面：「【別紙】料金表」

改定日：平成28年4月1日

契約電流 10 アンペア	280 円	契約電流 10 アンペア	280 円
契約電流 15 アンペア	421 円	契約電流 15 アンペア	421 円
契約電流 20 アンペア	561 円	契約電流 20 アンペア	561 円
契約電流 30 アンペア	842 円	契約電流 30 アンペア	842 円
契約電流 40 アンペア	1,123 円	契約電流 40 アンペア	1,123 円
契約電流 50 アンペア	1,404 円	契約電流 50 アンペア	1,404 円
契約電流 60 アンペア	1,684 円	契約電流 60 アンペア	1,684 円

5. 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 43 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 91 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 93 銭

(ロ) 電力量料金

東京1の電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	19 円 43 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	25 円 91 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 93 銭

(2) 東京1プレミアムの基本料金及び電力量料金

(イ) 基本料金

東京1プレミアムの基本料金は、1月につき次のとおりといたします

契約電流 40 アンペア	1,123 円
契約電流 50 アンペア	1,404 円
契約電流 60 アンペア	1,684 円

(ロ) 電力量料金

東京1プレミアムの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

定額料金	1契約につき最初の 400 キロワット時まで	9,700 円 00 銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27 円 00 銭

※アンダーラインを引いている部分が今回改定される箇所になります。

改定書面：「【別紙】料金表」

改定日：平成 28 年 4 月 1 日

料金表（東京電力株式会社供給区域：従量電灯 2（旧：従量電灯Ⅱ））

1. 適用範囲

本紙では、東京電力株式会社の供給区域におけるイーネットワークシステムズの電灯需要の従量電灯 2 の料金を定めるものとします。

2. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から所定の割引金額を差し引いた金額といたします。ただし、電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

3. 割引金額

割引金額は、当社およびイーネットワークシステムズが別途協議して、本文エラー! 参照元が見つかりません。。（需給契約の申込み）に規定する当社所定の様式による申込書にて定める金額といたします。

4. 料金メニュー

従量電灯 2 の料金メニューは以下に記載するものとします。

<u>契約種別</u>	<u>料金メニュー</u>
<u>従量電灯 2</u>	<u>(1) 東京 2</u>
	<u>(2) 東京 2 プレミアム</u>

(1) 東京 2 の基本料金及び電力量料金

(イ) 基本料金

東京 2 の基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

※アンダーラインを引いている部分が今回改定される箇所になります。

改定書面：「【別紙】料金表」

改定日：平成28年4月1日

	<u>契約容量1キロボルトアンペアにつき</u>	<u>280円80銭</u>
	<u>(ロ) 電力量料金</u>	
	<u>東京2の電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</u>	
	<u>最初の120キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>19円43銭</u>
	<u>120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>25円91銭</u>
	<u>300キロワット時をこえる1キロワット時につき</u>	<u>29円93銭</u>
	<u>(2) 東京2プレミアムの基本料金及び電力量料金</u>	
	<u>(イ) 基本料金</u>	
	<u>東京2プレミアムの基本料金は、1月につき次のとおりといたします。</u>	
	<u>契約容量1キロボルトアンペアにつき</u>	<u>280円80銭</u>
	<u>(ロ) 電力量料金</u>	
	<u>東京2プレミアムの電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。</u>	
	<u>最初の700キロワット時までの1キロワット時につき</u>	<u>25円25銭</u>
	<u>上記をこえる1キロワット時につき</u>	<u>27円80銭</u>
	<u>料金表（東京電力株式会社供給区域：低圧電力）</u>	
	<u>1. 適用範囲</u>	
	<u>本紙では、東京電力株式会社の供給区域におけるイーネットワークシステムズの電力需要の低圧電力の料金を定めるものとします。</u>	
	<u>2. 料金</u>	
	<u>料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計から所定の割引金額を差し引いた金額といたします。</u>	
	<u>ただし、電力量料金は、後記「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2. 燃料費調</u>	

※アンダーラインを引いている部分が今回改定される箇所になります。

改定書面：「【別紙】料金表」

改定日：平成 28 年 4 月 1 日

整（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものと
し、「再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費調整」2.
燃料費調整（1）イに定める方法によって算定された平均燃料価
格が 44,200 円を上回る場合は、「再生可能エネルギー発電促進賦
課金および燃料費調整」2. 燃料費調整（1）ニによって算定さ
れた燃料費調整額を加えたものといたします。

3. **割引金額**

割引金額は、当社およびイーネットワークシステムズが別途協
議して、本文エラー! 参照元が見つかりません。（需給契約の
申込み）に規定する当社所定の様式による申込書にて定める金
額といたします。

4. **基本料金**

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

<u>契約電力 1 キロワットにつき</u>

<u>750 円</u>

5. **電力量料金**

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

<u>1 キロワット時につき</u>

<u>23 円 38 銭</u>
